

愛知県尾張広域観光協議会規約

(目的)

第1条 本協議会は、尾張の観光関連団体等が連携して、各地が保有する観光資源、地域資源を活用し、観光事業の振興を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、愛知県尾張広域観光協議会と称する。

(事業)

第3条 本協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源、地域資源、観光事業の情報交換と宣伝事業
- (2) 観光資源、地域資源、観光事業の調査研究
- (3) 観光資源、地域資源、観光事業の広域連携
- (4) 前各号に掲げるものの外、本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会の会員は、協議会の目的に賛同する尾張の商工観光関連団体等で組織する。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 30名以内

(監事)

第6条 本協議会の業務及び経理を監査するため、監事を2名置く。

(役員及び監事の選任)

第7条 本協議会の役員及び監事は、総会において会員及び行政の観光担当の中からこれを選任する。

(役員及び監事の職務)

第8条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位によりその職務を代理する。
- 3 理事は、本協議会の運営に関する重要事項を審議し、その業務を処理する。
- 4 監事は、本協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員及び監事の任期)

第9条 役員及び監事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員及び監事が、その任期中に異動等があったときは、前任者の残任期間を、後任者がその職務を行うこととする。

(会議の設置)

第10条 本協議会に、次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 作業部会

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年1回開催し、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業報告及び収支決算並びに事業計画案及び収支予算案
- (3) その他本協議会の運営に関し重要な事項

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が、開催の議決をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面に基づき開催申出があったとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第12条 会長は、前条の規定により、総会を開催するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、7日前までに通知しなければならない。

2 会長は、前条第3項の規定により、臨時総会を開催するときは、役員会の議決日、又は、会員総数の5分の1以上から開催申出があったときから、30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(総会の定足数)

第13条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の決議)

第14条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面評決等)

第15条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、又は、他の会員を代理人として評決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合は、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

(役員会)

第17条 役員会は、会長が必要に応じて招集し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) その他会務の執行に関する事項

(作業部会)

第18条 作業部会は、会長が必要に応じて招集し、本協議会の運営、事業に関する実務的な事項等を協議する。

(作業部会の構成)

第19条 作業部会は、役員の中から選出した者及び会長が必要と認めた者ものをもって構成する。

(顧問)

第20条 本協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問により、役員会及び総会に参加することができる。
- 4 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(財産)

第21条 本協議会の経費は、会費、事業負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第22条 本協議会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、総会において出席した会員の過半数の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、役員会の議決により行うものとする。

(事業報告及び決算)

第23条 本協議会の事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した会員の過半数の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 24 条 本協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日とする。

(規約の変更)

第 25 条 この規約の変更は、総会において会員の過半数が出席し、その 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

(事務局)

第 26 条 本協議会の事務局は会長の所属する団体に置く。

(その他)

第 27 条 この規約に定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項・様式は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 26 年 11 月 5 日から施行する。
- 2 第 9 条の任期については、初年度は平成 28 年総会にて新会長選任までとする。
- 3 21 条で定める会費については平成 26 年度は徴収しない。

